

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
教育センター附属 高等学校	<p>下記の工作物について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="572 464 1528 594"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国旗掲揚台</td> <td>雑工作物</td> <td>1</td> <td>381,754円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得金額	国旗掲揚台	雑工作物	1	381,754円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (台帳の取得登録)                      第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。                      (以下略)</p> </div>
財産名称	種目	数量	取得金額							
国旗掲揚台	雑工作物	1	381,754円							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月2日から令和6年1月31日まで)